

**「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴う福岡県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会こども権利擁護部会への新たな報告事項について**

1 概要

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和7年10月1日に施行され、被措置児童虐待の対象施設等に保育所等が追加となる。

これを受け、本部会への報告についても同様に、保育所等における被措置児童虐待を報告対象として追加するもの。

※ 被措置児童虐待の対象施設（本部会報告対象抜粋）

施設・事業の種類	担当部署	今回追加
一時預かり事業	子育て支援課	○
病児保育事業		○
保育所（幼保連携型認定こども園含む）		○
児童館		○
認可外保育施設		○
児童自立生活援助事業	こども福祉課	○
小規模住居型児童養育事業		
意見表明等支援事業		○
妊産婦等生活援助事業		○
里親		
乳児院		
母子生活支援施設		○
児童養護施設		
児童心理治療施設		
児童自立支援施設		
児童相談所一時保護施設		
児童相談所の委託を受けて児童の一時保護を行う業務		
障害児入所施設等		障がい福祉課
指定発達支援医療機関		

2 備考

令和7年10月1日の施行に合わせ、「福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども権利擁護部会設置要綱」に報告事項に関する項目の追加を行う。（別紙参照）